

調査の目的と方法

(1) 調査の目的

近年、地域づくりのための地方財政措置等を活用して、各地域にホール、美術館・博物館等の公立文化施設が建設されており、文化を核としたまちづくりの中核施設としての役割が期待されている。今後の活力ある地域づくりにとって、これらの施設が期待された役割を十分に発揮することが極めて重要となる。

この調査は、こうした公立文化施設の状況をハード・ソフトの両面にわたって調査を行い、データを集積、分析することにより、今後の地域における芸術環境の充実に資することを目的として実施したものである。

(2) 調査の方法

この報告書は、平成12年12月に実施した「地域の公立文化施設に関する調査」の集計結果をとりまとめて分析したものである。

「地域の公立文化施設に関する調査」は、全国全ての地方公共団体（都道府県、市区町村に加えて当該施設を保有する一部事務組合等の特別地方公共団体を含む。）を対象に調査を行ったものである。

調査にあたっては、各都道府県及び政令指定都市、並びに、都道府県を經由して、全ての市区町村（当該施設を保有する一部事務組合等の特別地方公共団体を含む。）に調査票を配布、収集した。個別のホール施設、美術館・博物館へは当該施設を所有する地方公共団体から調査票を配布、収集する形をとった。

調査対象とした施設は、地方公共団体（一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体を含む。）または、地方公共団体が設立に関与した地方自治法第244条の2第3項、同施行令第173条の3に該当する法人が設置した「施設」とした。

この調査における「施設」とは、「ホール施設」「美術館・博物館」「練習場・創作工房」及びそれらの施設を含む「複合施設」をいう。「ホール施設」は、劇場形式のホールのほか、舞台及び客席（注1）を有し、音楽・演劇等の舞台芸術の公演を実施することが可能（注2）で、一般の利用（注3）に供されるホールを有する施設をいう。「美術館・博物館」とは、博物館法に準ずるが、同法による登録を受けたものであることを要しない。「練習場・創作工房」は、舞台芸術（音楽・演劇等）の練習及び美術の創作を目的とする専用施設をいう。

（注1）客席は、固定式、可動式を問わない。

（注2）舞台芸術以外の利用を主用途とする（例：メッセ、アリーナ、会議場、体育館等）ものでも、音楽・演劇等の舞台芸術の公演の実施を想定した設備を有するものは該当する。

（注3）自主事業のみに利用するホール施設もこれに該当する（職員のみが利用する研修施設などは、これに該当しない）。

(3) 報告書の作成にあたって

今回の調査では、単館施設だけでなく複合施設を対象としたこと、「ホール施設」については、舞台芸術以外の利用を主用途とする（例：メッセ、アリーナ、会議場、体育館等）ものでも、音楽・演劇等の舞台芸術の公演の実施を想定した設備を有するものについては対象としたため、統計には、一部の公民館やコンベンション施設、福祉施設など多様な施設が含まれることとなった。

上記の点を考慮し、この報告書では、上記の回答施設の中から「主たる施設内容がホール及びその複合施設」「主たる施設内容が美術館及びその複合施設」「主たる施設内容が練習場・創作工房及びその複合施設」（以下、こうした創作活動に関わる施設を「芸術文化施設」と総称）についてデータを抽出し、関心が高いと思われる項目を中心にして分析を行った。

「1. 施設の設置状況と運営体制」では、「芸術文化施設」について回答施設単位での集計を行い、「2. ホール施設及びその複合施設」「3. 美術館及びその複合施設」「4. 練習場・創作工房及びその複合施設」は、施設内容に応じた分析を行うため、複合施設については施設を構成している主たる個別施設単位でカウントした延べ施設数での集計を行った（例えば、ホール施設と美術館を主たる施設内容とする総合文化施設の場合、「ホール施設」と「美術館」の両方で集計した）。

また、参考資料として「主たる施設内容が博物館・資料館及びその複合施設」についてもデータを抽出し、主な項目について集計を行った。

財団法人地域創造では、平成9年1月にも公立文化施設の悉皆調査を実施しているが、施設の複合化の進展や練習場・創作工房専用施設などの新しい公立文化施設の登場などを受けて、調査票の内容を改めた（なお、比較できる項目については前回調査との比較を行った）。

項目によっては、記入洩れなどによって有効な回答が得られず、やむなく統計から外さざるを得ないものが少なからずあった。各表の間で統計の数値の合わないものがあるのはそのためである。従って、平均値の集計は、こうした異常値及び無効回答を除く有効回答数のみを用いて算出した。